

随意契約（相手方指定）調書

件名	プラスチック中間処理業務委託	No.5200071
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	（令和6年度）推定総額15,755,025円（消費税込み）	

契約相手方	大谷清運株式会社 (法人番号：3011801000770)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	単価契約

業者選定理由書

件 名	プラスチック中間処理業務委託
指名業者 (案)	名 称 大谷清運株式会社 所在地 東京都葛飾区水元一丁目3番13号 代表者 代表取締役 二木 玲子
指名理由	本件は、収集したプラスチックの選別から圧縮、梱包、保管、再商品化事業者への引渡までの、一連の中間処理業務について委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 令和5年度の事業者選定においては、本件業務の確実かつ適正な履行を確保できる体制と、価格との均衡により事業者を選定するため、履行体制確認型提案評価方式により選定を行ったところ、豊富な受託実績や安定的な履行体制、全域回収見込んだ受入体制が高く評価され、上記相手方と契約を締結した。令和6年度は2年目となる。 ② 上記業者は、今年度の履行において繁忙期の増員措置や処理設備におけるバックアップ体制の整備など、適切な処理体制を備え、日本容器包装リサイクル協会の品質調査においても中間処理能力を高く評価されている。また、複数自治体における同種業務の受託実績を有しており、今年度の履行においても豊富なノウハウを生かし、区のニーズに適切に対応していることから、引き続き確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) ○本件は、荒川区長期継続契約とする契約を定める条例第2条第3号イ及び同条例施行規則第2条第2項第19号の規定に該当するため、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの長期継続契約を締結する。